

# 老人福祉センター（やすらぎの園） 什器の売払 仕様書

1. 件 名 老人福祉センター（やすらぎの園） 什器の売払
2. 売払什器 別紙リストのとおり
3. 施行場所 老人福祉センター（やすらぎの園） 柏原市旭ヶ丘1丁目9番30号
4. 業務履行期間 契約締結日の翌日から令和7年9月30日（火）
5. 売払・引渡条件
  - ①搬出・運搬にかかるすべての費用を負担すること。なお、事故等が発生した場合において、市は一切の責任を負わないものとする。
  - ②売払代金は、柏原市が作成した納付書で全額完納するものとし、全額完納後、什器等の引渡しを行う。
  - ③代金納入期間は、契約日より30日以内とする。
  - ④売払した什器に貼付されている市の備品管理シールは買主が責任をもって消去すること。
  - ⑤引渡し日時等については、本市と協議すること。
  - ⑥引渡し後の故障、瑕疵等については、本市は一切の責任を負わないものとする。
  - ⑦売払什器リストにある物で引き取りできないと判断したものについては、残置できるものとする。
  - ⑧その他記載のない事項については、本市と協議し決定すること。
6. 参加資格、公募期間及び参加方法
  - 参加資格
    - ア. 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条に基づく許可を受けていること。
    - イ. 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第6号、第7号及び第8号に規定する団体又は者でないこと。
    - ウ. 国税、都道府県民税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。
    - エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
    - オ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

○公募期間

令和7年8月7日（木） ～ 令和7年8月19日（火） ※市の閉庁日を除く

○参加方法

参加申込書及び資格確認書と古物商許可証（写し）を下記連絡先へ提出。

○参加申込書及び資格確認書提出場所

令和7年8月19日（火） 17時までに下記連絡先まで提出。

※メールやFAXでの提出可。

7. 見積書提出期間

令和7年8月20日（水） ～ 令和7年8月22日（金）

※郵送の場合は8月22日（金）必着 8月22日を過ぎたものについては、無効とする。

※参加申込書及び資格確認書の提出をした者のみ見積書の提出を受付ます。

8. 落札者の決定方法

最高価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

9. 現地確認について

現地確認を希望する場合は下記連絡先までお問合せください。

<連絡先>

柏原市健康部高齢介護課 担当：金田(かなた)

〒582-8555

柏原市安堂町1番55号

TEL：072-972-1570

FAX：072-970-3081

Mail：kaigo@city.kashiwara.lg.jp